

県内主任介護支援専門員資格保有者様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長

&lt; 公 印 省 略 &gt;

## 令和元年度主任介護支援専門員更新研修修了者の有効期間の取扱いについて

介護保険行政につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

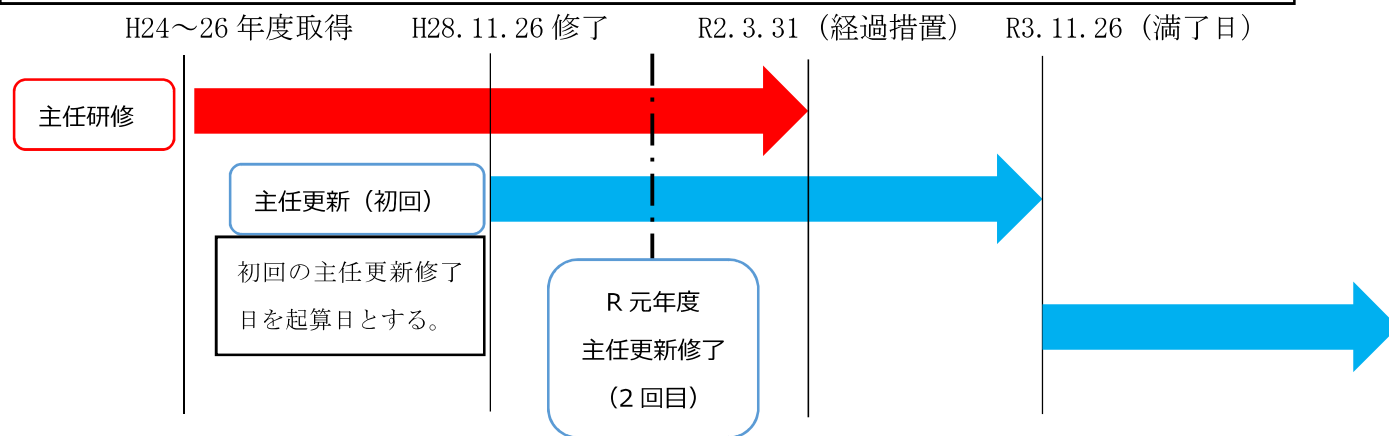
さて、主任介護支援専門員については、平成28年度から主任介護支援専門員更新研修（以下、主任更新）が創設され、修了者については、研修の修了日から5年間を更新後の有効期間としてきたところですが、今般、令和元年度主任更新修了者の有効期間の取扱いを下記のとおりとしますのでお知らせします。

## 記

1. 平成26年度までに主任資格を取得した者（経過措置対象者）

初回に主任資格を更新した主任更新修了日から起算して、有効期間5年間を更新

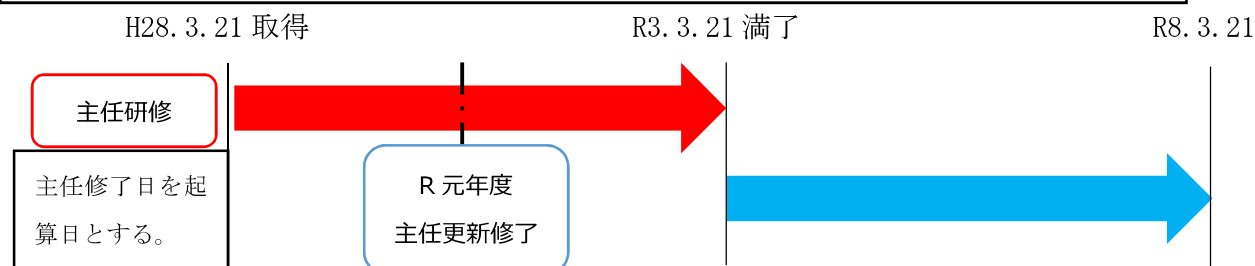
例：H24～26年度に主任資格を取得。H28年度（H28/11/26）に主任更新（初回）を修了し、R元年度に主任更新（2回目）を修了された方の場合



2. 平成27年度以降に主任資格を取得した者

主任資格を取得した主任研修修了日から起算して、有効期間5年間を更新

例：H27年度（H28. 3. 21）に主任資格を取得。R元年度に主任更新を修了された方の場合



## 【本件に関するお問い合わせ先】

〒690-8501 島根県殿町1番地  
島根県健康福祉部高齢者福祉課 介護サービス推進グループ  
担当：鎌瀬 TEL:0852-22-5928 FAX:0852-22-5238

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 25 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な  
取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護支援専門員等の法定研修に定めのある介護施設での実習等に支障が生ずる場合も考えられます。

このような場合には、法定研修の主催者である都道府県の判断により、以下の対応を取ることが出来ることとします。

- 法定研修を延期・中止する
- その結果、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとする

については、本事務連絡について、管内の関係者に広く周知をお願いします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局振興課人材研修係 川部、原

TEL : 03-5253-1111 (内線 3978、3936) FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp

事務連絡  
令和2年3月2日

各市町村・広域保険者介護保険主管課長  
特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会会長  
社会福祉法人島根県社会福祉協議会会長  
令和元年度介護支援専門員法定研修受講者

様

島根県健康福祉部高齢者福祉課  
介護サービス推進グループ

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員  
有効期間満了日の臨時的な取扱いについて

本県の介護保険行政につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にむけた対応のため、県内で現在実施中の研修は、業務に支障が生ずる者のみに対象者を限定して実施することとしたところです。

この対応により、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員がいることも想定されることから、介護支援専門員の有効期間満了日については以下の臨時的な取扱いを定めることとしましたのでお知らせします。

記

令和元年度介護支援専門員更新研修【実務未経験者】受講者について、当該研修を修了していなくても、**令和3年3月31日**までは資格を失効しない取扱いとする。

※ この取扱いは、更新研修受講者を対象としたものであり、実務研修及び再研修受講者は該当しません。

また、今後の法定研修についても感染症の拡大状況によっては研修そのものを延期・中止せざるを得ない恐れがございます。その際には島根県や研修機関のホームページ等でお知らせをいたしますので、逐次確認をお願い致します。

【お問い合わせ先】

島根県健康福祉部高齢者福祉課  
介護サービス推進グループ

TEL：0852-22-5928

FAX：0852-22-5238

事務連絡  
令和2年3月6日

各市町村・広域保険者介護保険主管課長  
特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会会長  
社会福祉法人島根県社会福祉協議会会長  
主任介護支援専門員更新研修受講予定者

様

島根県健康福祉部高齢者福祉課  
介護サービス推進グループ

新型コロナウイルス感染症に係る主任介護支援専門員更新研修  
受講要件の臨時的な取扱いについて

本県の介護保険行政につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、県内各所で開催予定であった研修会等について、中止あるいは延期の決定がなされたものも多いことと存じます。

地域包括支援センターや職能団体等が行う介護支援専門員の資質向上に係る研修会の中には、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に位置づけられる法定外研修として開催されるものもございますが、この対応により、当該更新研修の受講要件を満たすことができない者がいることも想定されます。

そこで、令和2年度当該更新研修の実施にあたり、受講要件の臨時的な取扱いを下記のとおり定めることとしましたのでお知らせします。

記

令和2年度主任介護支援専門員更新研修の実施にあたり、法定外研修に4回以上参加した者として当該更新研修を受講する者については、令和元年度に参加した回数と令和2年度当該更新研修の最終日までに参加した回数を合算できることとする。

については、本事務連絡について管内の関係者に広く周知をお願いします。

【お問い合わせ先】

島根県健康福祉部高齢者福祉課  
介護サービス推進グループ

TEL：0852-22-5928

FAX：0852-22-5238